

山梨県新Webサイト構築・運用業務委託契約書

山梨県（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、
山梨県新Webサイト構築・運用業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、山梨県新Webサイト構築・運用業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 委託業務の内容は、別添「山梨県新Webサイト構築・運用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（委託期間）

第3条 この契約による委託期間は、契約の日から令和4年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、次のとおりとする。

委託料 金	円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額 金	円）

2 契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）、地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じたときは、甲及び乙は、前項の委託料（消費税及び地方消費税を含む。）を変更する契約を締結できるものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号に該当する場合は免除する。

（監督及び指示並びに報告の徴収）

第6条 乙は、この契約に基づく委託された業務の実施について甲の監督及び指示に従わ

なければならない。

2 甲は、必要があるときは、乙に対し委託業務の実施状況について報告を求めることができる。

(委託の方法)

第7条 甲は、委託期間において、各業務に関する仕様に基づく成果品（以下「成果品」という。）の納期を設定し、乙に通知するものとする。

2 前項の通知について不明瞭な箇所があるときは、甲乙協議して定めるものとし、軽微なものについては甲の指示によるものとする。

(実績報告および検査)

第8条 乙は、委託業務が終了したときは、対象業務ごとに速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならぬ。

2 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第9条 乙は、前条の規定による甲の検査確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(履行遅延違約金)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を履行延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

(甲による契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (3) 第13条の規定によらないで、この契約の解除の申出があつたとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(危険負担)

第12条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙による契約の解除請求)

第13条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

(損害賠償)

第14条 甲の故意又は重大な過失により物件に損害が生じた場合、乙は甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。この場合において、乙は当該損害に係る保険金を受領しているとき、又は受領する見込みがあるときは、当該保険金受領額又は受領見込額については、甲に請求しないものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱については、契約書別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第16条 乙は、この契約の業務処理に当たっては、契約書別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(機密保持義務)

第17条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(権利の帰属)

第18条 この契約に基づく業務に係り制作した著作物の著作権は、甲に帰属する。ただし、乙が外部に発注して制作する写真等の著作権の帰属については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

2 この契約に基づく業務に係り制作した著作物について、乙は著作者人格権を行使しな

いものとする。

- 3 この契約に基づく業務に係り制作した著作物について、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、乙は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- 4 この契約に基づく業務に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、乙は当該著作物の使用に必要な費用を負担するとともに使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に甲へ報告し、承認を得ること。
- 5 この契約に基づく業務に係り第三者が有する著作物をめぐる紛争については、乙の責任、負担において一切を処理すること。
- 6 著作権以外の知的財産権について、この契約に基づく業務で発生した権利は、原則、甲に帰属することとし、第三者が有する知的財産権を利用する場合は、乙の責任において解決すること。ただし、甲から提供するものは除く。
- 7 前項に規定する以外の著作権等の権利については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第19条 乙はこの契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

第20条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(保証責任)

第21条 成果品に過誤その他の瑕疵がある場合、甲は乙に対し検収日から1年以内に過誤の訂正、その他の補修を完了すべきことを請求することができる。ただし、成果品の瑕疵が原始データの瑕疵、その他甲の責めに帰すべき事由に基づくときは、この限りではない。

- 2 乙が成果品に関して、検収後に甲に対して負う責任は前項に定めた範囲に限るものとする。

(費用の負担)

第22条 この契約に要する費用は乙が負担するものとする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事　　長崎　幸太郎

乙

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱つて作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）を明確にし、及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を設置しなければならない。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及びセキュリティ責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）により罰則が適用される場合があること。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行うよう努めるものとする。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所（所在地：_____。本条において「営業所」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で営業所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことが必要なとき。

2 乙は、正当な理由があるときを除き、前項に規定する営業所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条の規定により明確にされた作業従事者及び同条の規定により設置されたセキュリティ責任者以外の者をして本件受託業務に従事させないこと。

(2) 乙の管理に属しない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱うこと。

(3) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

- (4) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 本件個人情報が記録された資料等のうち不要となったものについて、業務終了後直ちにこれを甲に返却し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとすること。

(取得の制限)

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

- 2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者に委託してはならない。

(監査、調査等)

第10条 甲は、乙による本件個人情報の取扱状況を調査するため必要があると認めるときは、実地の監査、調査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不適当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

- 2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受容するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は委託先事業者を指す。

- 2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項の追加、不要な事項の削除又は記載内容の変更をすることができる。
- 3 委託先事業者が個人事業者の場合にあっては、必要に応じ、第3条を次のとおり変更するとともに、第6条第1号を削除し、同条第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど
責任体制を整備するものとする。

4 第5条第1項柱書、同項第1号及び第2項中の「営業所」は、必要に応じ、事務
所、事業所その他適当な文言に置き換える。

5 第5条第1項柱書のカッコ内下線部には、乙が受託業務を行う場所の所在地を記
入する。

別記2

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、情報資産の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たっては、山梨県情報セキュリティ基本方針及び山梨県情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次の掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 乙は、甲に対して、乙における本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 セキュリティ責任者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 乙は、甲に対して、本業務の従事者（派遣社員、非常勤職員、臨時職員等も含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が甲の管理する庁舎等に立ち入る場合は、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名記章又は名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、甲の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本業務の履行に際し知り得た情報及び甲が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 乙は、甲の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、甲が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。

(2) 本業務を処理することができる機器等は、乙の管理に属するものに限定するものとし、乙の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等乙の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。

(3) 甲の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、第7条の規定により甲が指示した場所以外に持ち出さないこと。甲の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。

(4) 甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。

(5) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、業務終了後直ちに甲に引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うこと。

(6) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、甲の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。（情報資産の利用及び提供の制限）

第9条 乙は、甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（再委託の禁止）

第10条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本業務を第三者に再委託してはならない。

2 乙は、甲に再委託の承認を求める場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法並びに再委託事業者に対する管理及び監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。

3 乙は、甲の承認を得て本業務の一部又は全部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。

4 乙は、甲の承認を得て本業務の一部又は全部を再委託するときは、甲に対して、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。また、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

（調査）

第11条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

（指示）

第12条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（事故報告）

第13条 乙は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊などの情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、本業務について事故等が発生した場合は、甲が県民に対し適切に説明するため、乙の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを見守しなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第14条 甲は、乙がセキュリティ特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができる。

（実施責任）

第15条 乙は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

2 乙は、情報セキュリティ対策を確保するために必要な管理体制を整備するよう努めなければならない。

（注） 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者を指す。

2 契約書に個人情報取扱特記事項を添付する場合は、第10条を次のとおり変更する。

（再委託の禁止）

第10条 再委託の取扱は、個人情報取扱特記事項の定めるところによる。

2 乙は、個人情報取扱特記事項の定めるところにより本業務の一部又は全部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。

3 乙は、個人情報取扱特記事項の定めるところにより本業務の一部又は全部を再委託するときは、甲に対して、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。また、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

3 その他、委託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができる。

(様式)

外部委託先調査シート 兼 情報セキュリティ対策実施状況報告書

次の業務を受託するに当たり、当社の情報セキュリティ対策の実施状況を報告します。

平成 年 月 日

受託者
住所
商号又は名称
代表者氏名

印

1 委託内容

委託業務名		
委託業務内容		
委託期間	～	
委託業務のセキュリティ責任者		
委託業務の従事者		
委託業務の情報資産の利用場所		
個人情報の有無		
再委託の有無		

2 情報セキュリティ対策の実施状況

評価項目	内容	結果 (はい・いいえ)	備考(いいえの場合は対策等を記入)
規程・体制	情報管理に係る基本方針、規程類が整備されていますか。		
	情報管理を統括する責任者が任命されていますか。		
	情報管理に係る管理者が設置されていますか。		
	情報漏洩等の事案が発生した場合の体制と対応手順が整備されていますか。		
	情報管理上の問題が発生した場合の連絡体制が整備されていますか。		
機器・媒体管理	電子機器類について、適切に管理が行われていますか。		
	外部記憶媒体について、適切に管理が行われていますか。		
	重要帳票類について、適切に管理が行われていますか。		
作業場所の管理	情報の無断持ち出しについて禁止していますか。		

アクセス管理	不正アクセス対策を実施していますか。		
	不正ソフトウェア対策を実施していますか。		
入退出管理	作業場所のあるビルへの入退館管理が行われていますか。		
	作業場所のあるフロアへの入退室管理が行われていますか。		
	委託しているシステム関連業務に係るサーバ等の機器が設置されている場所への入退室管理が行われていますか。		
要員管理	従業員、協力会社社員、派遣社員等の識別が行われていますか。		
	情報管理に関する基本方針、規程類が周知徹底されていますか。		
	情報管理に関する教育・研修が定期的に行われていますか。		
再委託先管理 ※再委託がある場合	再委託先と機密保持等の契約が締結されていますか。		
	再委託の承諾が必要な場合、承諾を得ていますか。		
	再委託先の管理が行われていますか。		
情報資産の返還、廃棄	委託業務終了時、情報資産の返還、廃棄が行われていますか。		
監査	情報管理に係る点検・検査・内部監査が実施されていますか。		
	情報管理に係る外部監査を受けていますか。		
公的認証等	情報管理に関する公的な認証・認定を取得していますか。		

3 本委託業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置(必要に応じて記載)

- (1)情報資産の保管について
- (2)情報資産の持ち出しについて
- (3)情報資産の返還及び廃棄について
- (4)従事者教育について
- (5)その他の安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置について